明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林水産省組織規則等の一部を改正する省令（**農林水産**四〇）　一
〔告　示〕
○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（**厚生労働**二六二）　四
○妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**国土交通**七四二）　六
〔**官庁報告**〕
官庁事項
令和二年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　八
令和二年度第四・四半期国庫の状況（同）　六六
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　七四
裁判所
破産、免責、再生関係　七六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　二二
会社その他
会社決算公告　二三

省令

○**農林水産省令第四十号**

農林水産省組織令の一部を改正する政令（令和三年政令第百七十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、農林水産省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十八日

農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産省組織規則等の一部を改正する省令

（農林水産省組織規則の一部改正）

第一条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局等
第一款　大臣官房（第一条―第十七条）	第一款　大臣官房（第一条―第十五条）
第二款　消費・安全局（第十八条―第二十四条）	第二款　消費・安全局（第十六条―第二十二条）
第三款　輸出・国際局（第二十五条―第三十条）	第三款　食料産業局（第二十三条―第三十一条）
第四款　農産局（第三十一条―第三十八条）	第四款　生産局（第三十二条―第四十五条）
第五款　畜産局（第三十九条―第四十五条）	第五款　経営局（第四十六条―第五十三条）
第六款　経営局（第四十六条―第五十三条）	第六款　農村振興局（第五十四条―第六十四条）
第七款　農村振興局（第五十四条―第六十四条）	第七款　政策統括官（第六十四条の二）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第二章～第四章　（略）	第二章～第四章　（略）
附則	附則